

## 鳥取県告示第 530 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町丸山字臼場ノ一1580の 2、1582の 2、字上後谷ノ一1627の 2、1628の 2、1629、1630の 2、1630の 5、1630の 6、字朝日当1633の 2、1634の 2、1634の 5、1645の 2、1646の 2、字中祖1647の 2、字槇原下1532の 3、1532の25、1532の26、1532の28から1532の32まで、久古字高平473の 2、番原字大山渡瀬416から418まで、字大畑445から447まで、451の 1、字箕ヶ滝647から649まで、650の 2、真野字下ノウネ68、字塔ノ一202の 2、字上リ口339の 3、339の 4、字新治林ノ一281の 3、字大才927の 2、928、大原字条ガケ平29の 1、29の 3、29の 5、小町字前田下ノ一41、42、44、48、字東山ノ内一147、148、150、字前田上159の 1、160の 1、字前田下 2、3 の 6、4 の 1、5 の 1、29、31、32、34

### 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）